

【基準緩和型訪問型サービスのうち、「一定の研修」関係】

(注) ここで言う「一定の研修」とは、東松山市基準緩和型訪問型サービスの訪問支援員として従事させようとする者であって、介護福祉士や介護職員初任者研修等修了者ではない者に対し、サービス提供前に指定事業者が実施しなければならない研修を指す。

問1 訪問支援員として従事させようとする者が以下に該当する場合、一定の研修を修了したものとみなすことは可能か。

- ① 雇用前又は雇用後に、外部機関等が行う講座等を受講した場合
- ② 雇用前又は雇用後に、他事業者と共催の研修会を受講した場合
- ③ 以前雇用されていた他事業所の一定の研修を修了している場合

答1 一定の研修は、各事業者におけるサービス提供の流れや緊急時の対応等を踏まえた内容とする必要があるため、雇用した各事業者において実施することとしたものである。

よって、①～③のいずれの場合も、一定の研修を修了したものとみなすことはできず、雇用後に、雇用した事業者において一定の研修を実施しなければならない。

なお、①～③の場合は、サービス提供するに足ると考える知識や技術の水準に達しているか、雇用した各事業者において本人に試問する等の方法で確認し、不足部分について当該事業者が研修することとなる。この場合、確認及び不足部分の研修を実施した者を研修担当者として、研修実施報告書に記載し報告されたい。

問2 一定の研修について、研修時間の規定はあるか。

答2 研修時間の規定はないので、サービス提供するに足ると考える知識や技術の水準、本人の能力等を鑑みて各事業者において適切な時間を判断して、研修を実施していただきたい。

【基準緩和型訪問型サービスの提供】

問3 1人の利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスと基準緩和型訪問型サービスを組み合わせ、サービス提供するのは可能か。

答3 東松山市では、介護予防訪問介護相当サービス及び基準緩和型訪問型サービスにおいて、月額包括報酬の単位設定をしているため、これらの訪問型サービスを組み合わせる利用することはできない。

問4 介護予防訪問介護相当サービスの利用契約終了後、引き続き訪問型サービスを必要とする場合、基準緩和型訪問型サービスに移行しなければならないか。

答4 介護予防訪問介護相当サービスと基準緩和型訪問型サービスのどちらを選択するかは、介護予防ケアマネジメントの判断によるものである。総合事業の訪問型サービス利用者のすべてが基準緩和型訪問型サービスに移行するものではない。

基準緩和型訪問型サービスの介護予防ケアマネジメントにおける注意事項は、平成28年12月21日開催「基準緩和型訪問型サービス説明会」資料スライド番号11の頁に記載してあるので参照されたい。

【基準緩和型訪問型サービスの人員配置】

問5 訪問支援員の資格要件として、「介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修修了者」とあるが、事業者の方針として、訪問支援員を一定の研修修了者のみの配置とすることは差し支えないか。

答5 事業者の方針として、訪問支援員の人員配置を一定の研修修了者のみとしても差し支えない。

【基準緩和型訪問型サービスの算定単位】

問6 月途中で介護予防訪問介護相当サービスから基準緩和型訪問型サービスに切り替える利用者がある場合、提供事業所に変更がないとしても日割り請求となるのか。

答6 提供事業所が変わらないとしても、サービスの切り替えにより、利用者と新たに契約することになると考えられるので、契約日を起算日とした日割り請求となる。「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」（平成27年3月31日事務連絡 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）I-資料9）を参照されたい。

問7 事業所と同一建物内の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に基準緩和型訪問型サービスを提供する場合、基本報酬の90%の単位となるが、ここで言う「利用者」とは、基準緩和型訪問型サービスの利用者に限られるのか。

答7 東松山市の場合、問7の例において「利用者」は指定基準緩和型訪問型サービスの利用者に限られ、指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問介護相当サービスの利用者は含まれない。

【基準緩和型訪問型サービスと既存のサービスとの関係】

問8 ある利用者に対して、基準緩和型訪問型サービスを提供したのち、同一事業所による介護予防訪問介護相当サービスの提供に切り替える場合、初回加算は算定できるか。

答8 東松山市で介護予防訪問介護相当サービスの初回加算が算定できるのは以下の場合である。

- ・利用者が2か月以上、当該事業所からサービス提供を受けていない場合
- ・要介護者が要支援認定を受けた場合又は事業対象者となった場合

よって、基準緩和型訪問型サービスから同一事業所による介護予防訪問介護相当サービスに切り替えた場合、初回加算を算定することはできない。